

## さいたま市告示第988号

高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市福祉局生活福祉部国保年金課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年6月12日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 送達すべき書類を特定するために必要な情報

福生国第1848号

### 2 送達を受ける者の氏名

別紙のとおり

### 3 期間

令和8年6月12日から令和8年6月18日まで

### 4 その他

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

### 5 連絡先

(1) 担当 さいたま市福祉局生活福祉部国保年金課高齢者医療係

(2) 電話 048(829)1278

公示送達者名簿

番号	氏名
1	板清 高義